

NPO 法人無料相談センター 会員規約

第1条

総則

1. この法人は、NPO 法人無料相談センター（以下「本 NPO」という。）と称する。
2. 本 NPO の目的は、本 NPO 定款（以下「定款」という）で定める事項とします。

第2条

会員種別

本 NPO の会員は以下の通りとします。ここに定める会員は定款で定める正社員及び特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員には該当しません。

- ①正会員 本 NPO の目的に賛同し賛助するために入会した法人または個人
- ②準会員 本 NPO の目的に賛同し賛助するために入会した法人または個人

第3条

入会

会員として入会しようとするものは、理事長の定める方法により本 NPO に申し込むものとします。

第4条

入会手続き及び成立

本規約第3条に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに入会金を納入するものとし、会費を納入した日をもって入会成立とします。

第5条

入会の不承諾・拒否

理事長が入会を認めなかった場合、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合でも返金は出来ないものとします。

（入会の拒否）

当法人の理事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない。

- （1）入会申請書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- （2）入会申込者が本規約に同意しない場合
- （3）その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第6条

入会金及び会費

1. 入会金は入会と同時に、本 NPO 法人から発行される請求に基づき即座に支払う。
2. 会員は、本 NPO 法人から発行される請求に基づき、毎年3月までに本条第2項に定める会費を納入するものとします。
3. 入会金、会費は、定款に基づき、次のとおりとします。

- ①正利用会員 入会金 20,000 円 年会費 10,000 円／年
- ②準利用会員 入会金 10,000 円 年会費 5,000 円／年

第7条

会員資格の有効期限

1. 会員資格は、当該期間の会費を納入している限りにおいて有効とする。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日の1ヶ月前迄に退会の申し入れが無い場合自動更新されるものとします。
3. 本 NPO は、会員に対し、事業年度終了の3ヶ月前から、翌年度会員資格の更新の有無を確認することができる。

第8条

会員種別の変更

1. 会員は、事務局に会員種別の変更を書面にて申し出ること、会員種別を変更することができます。
2. 会員は、会員種別変更による不足金を、速やかに事務局に納入する。
3. 会員種別の変更は、単一の事業年度の期間に2回以上変更することはできません。

第9条

会員資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- ① 会員が、所定の退会届を提出したとき。
- ② 会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- ③ 団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
- ④ 会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- ⑤ 除名されたとき。

第10条

会員の退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条

会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。

除名の通達を受けた会員は、正当な理由がある場合には弁明と共に除名の撤回を理事会に求めることができる。

- ① 定款、本規約に違反したとき。
- ② 本 NPO の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第12条

会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとします。

第13条

会員の権利

1. 会員は、総会における議決権を有しない。
2. 会員は、本 NPO 法人が別途定める会員特典を受けることができる。
3. 正会員は、本 NPO 法人の相談員に無料で相談する事が出来るが、相談内容が精神的（感情的）なものや、取り扱っていない分野、

改善の見込みが無いと判断された時は、継続して同じ内容の相談は受け付けない。

第14条

会員の義務

1. 会員は、本規約第6条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、理事長の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。
4. 会員は、本NPOの活動を通じ、知り得た個人情報、本NPOの運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される

第15条

禁止事項

1. 会員は、本規約第13条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。
2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。
3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
4. 会員は、本NPOの活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
5. 会員は、本NPOの活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない

第16条

個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、外部委託事業者等の関係者において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされることを承認します。
2. 本NPO、外部委託事業者等の関係者は、本条第1項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとします。

第17条

規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、変更・改正・削除できるものとします。

第18条

免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、本NPOに対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって本NPOが損害を受けた場合、当該会員は、本NPOが受けた損害を本NPOに賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第19条

会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、本 NPO には一切の責務は無いものとします。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、本 NPO は一切関知しない。

第 20 条

第三者への委託

本 NPO は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとします。その際、必要な情報を委託業務者等に開示できるものとします。

第 21 条

管轄裁判所

会員規約及び本 NPO が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とします。